

特別養護老人ホーム福寿荘 サービス利用料 (H27年8月1日から)

1. 介護保険給付 (介護保険が定める法定利用料)

① 基本サービス利用料 (1日の単価)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担部分	547円	614円	682円	749円	814円

② その他加算される法定利用料 (1割負担・1日の単価)

加算名称	加算の内容	料金
サービス提供体制加算 I 1	介護福祉士の資格取得者が50%以上配置している	18円
看護体制加算 I 2	常勤看護婦を1名以上配置している	4円
夜勤職員配置加算 I 2	基準以上に夜勤職員を配置している	13円
処遇改善加算 I (1ヶ月単位となります)	キャリアパス要件及び定量的要件を満たしている場合 総単位数の5.9%の金額が加算されます。	
*初期加算	入居日から30日に限って加算されます。 病院を退院され再入所された場合も対象。	30円
*入院・外泊時加算	入院や自宅へ外泊した場合、月6日を限度 として加算されます。7日以降の自己負担は ありません	246円
*療養食加算	医師の処方箋により、療養食を提供した場合	18円

*印の加算は対象者のみの算定となります。

2. 居住費及び食費について (1日の単価)

(利用者負担額の減免制度等の対象者の方は、その認定内容に基づいた負担額となります。)

対象者	区分	居住費	食費	合計
標準 (市民税 課税)	第4段階	840円	1,380円	2,220円
世帯全員が市民税非課税世帯で、合計所得金額 と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	第3段階	370円	650円	1,020円
世帯全員が市民税非課税世帯で、合計所得金額 と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	第2段階	370円	390円	760円
生活保護受給者の方など	第1段階	0円	300円	300円

注意点

- 新たに試算要件が設けられました。預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。
配偶者がいる場合：合計2,000万円 配偶者がいない場合：合計1,000万円
- 配偶者が市民税を課税されている場合は、世帯が分れていても負担軽減の対象外となります。

3. 1ヶ月（31日）の利用料 【概ね次の通りとなります】

第4段階の方（標準）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担	547円	614円	682円	749円	814円
加算分	35円	35円	35円	35円	35円
処遇改善加算	34円	38円	42円	46円	50円
居住費	840円	840円	840円	840円	840円
食費	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円
1日の利用料【合計】	2,836円	2,907円	2,979円	3,050円	3,119円
1ヶ月の利用料【合計】	87,916円	90,117円	92,349円	94,550円	96,689円

第3段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担	547円	614円	682円	749円	814円
加算分	35円	35円	35円	35円	35円
処遇改善加算	34円	38円	42円	46円	50円
居住費	370円	370円	370円	370円	370円
食費	650円	650円	650円	650円	650円
1日の利用料【合計】	1,636円	1,707円	1,779円	1,850円	1,919円
1ヶ月の利用料【合計】	50,716円	52,917円	55,149円	57,350円	59,489円

第2段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担	547円	614円	682円	749円	814円
加算分	35円	35円	35円	35円	35円
処遇改善加算	34円	38円	42円	46円	50円
居住費	370円	370円	370円	370円	370円
食費	390円	390円	390円	390円	390円
1日の利用料【合計】	1,376円	1,447円	1,519円	1,590円	1,659円
1ヶ月の利用料【合計】	42,656円	44,857円	47,089円	49,290円	51,429円

第1段階の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担	547円	614円	682円	749円	814円
加算分	35円	35円	35円	35円	35円
処遇改善加算	34円	38円	42円	46円	50円
居住費	0円	0円	0円	0円	0円
食費	300円	300円	300円	300円	300円
1日の利用料【合計】	916円	987円	1,059円	1,130円	1,199円
1ヶ月の利用料【合計】	28,396円	30,597円	32,829円	35,030円	37,169円

4. 負担割合が2割の方の1ヶ月（31日）利用料。（概ね次の通りとなります）

標準負担

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護負担2割負担	1,094円	1,228円	1,364円	1,498円	1,628円
加算分	70円	70円	70円	70円	70円
処遇改善加算	68円	76円	84円	92円	100円
居住費	840円	840円	840円	840円	840円
食費	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円
1日の利用料【合計】	3,452円	3,594円	3,738円	3,880円	4,018円
1ヶ月の利用料【合計】	107,012円	111,414円	115,878円	120,280円	124,558円

5. 高額介護サービス費について

「高額介護サービス費」とは、介護サービス利用料として支払った額が自治体によって決められている「負担上限額」を超えると、超過した分が払い戻しされる制度です。上限額の基準は以下のとおりとなっています。

詳しい内容、申請につきましては各保険者であります市町村の担当部署にお問い合わせ下さい。

	対象者	自己負担上限額
第一段階	・生活保護世帯 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方	15,000円（個人）
第二段階	・世帯全員が住民税非課税で、年金収入が80万円以下等の方等	15,000円（個人）
第三段階	・世帯全員が住民税非課税で、第二段階に該当しない方	24,600円（個人）
第四段階	・一般（住民税課税世帯）	37,200円（個人）
第五段階	*現役並みの所得相当	44,000円（世帯）

*現役並みの所得相当の者の基準は、高齢者医療と同様とし、課税所得145万円以上の方、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の第一号被保険者の収入が一人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には第四段階になります。